

原 1 丁目町内会規約

(組織及び目的)

第1条 原 1 丁目町内会（以下「本会」）は取り決められた地区割りに基づき第 1 町内会、第 2 町内会、第 3 町内会をもって構成され、その活動を補佐する最適数の組を各町内会に置くものとする。

(2) 本会は天白区(以下「区」)及び平針北学区（以下「学区」）の指針に基づく諸活動を運営し、本会に属する住民（以下「会員」）の共同の利益を増進し、良好な住環境の確保を目的とする。

(3)本会の所在地は会長宅に置く。

(役員及び任期)

第2条 本会には次の役員を置くこととする。

会長 1 名

副会長 2 名

会計 1 名

監事 1 名

(2) 役員任期は 2 年とし、再任を妨げない。

(4) 役員が任期途中で辞任した場合、新役員任期は前任者の残存期間とする。

(役員選出)

第3条 会長及び副会長は第 1、第 2、第 3 町内会長の互選により決定する。

(2)会計及び監事は会長の指名により決定される。

(3)役員の人選案は総会に提出され、その承認を得て年度初めから発効する。但し、やむを得ない事情により任期途中で役員が交代する場合はこの限りではない。

(役員職務、役割)

第4条 会長は本会を代表し、本会の業務を執行し、発展に努める。

(2)副会長は会長を補佐し、会長職が欠けた時はその職務を代理する。

(2)会計は収入・支出を管理し、各年度の会計報告書を作成する。

(3)監事は会計報告書を責任を監査し、役員会において監査報告を行う。

(会計事務)

第5条 本会の会計年度は毎年 4 月 1 日から翌年 3 月 31 日までとする。

- (2) 本会名義の銀行通帳は会計が保有、印鑑は会長が保有する。
- (3) 上記とは別に、第 1、第 2、第 3 町内会長は各町内会名義の銀行通帳を作成し、会計と打ち合わせの上で会費の入出金などの管理を行う。

(役員会)

第6条 役員会は必要に応じて会長が召集し、その議長になり、本会の運営に関する重要事項を協議決定する。

- (2) 役員会は役員の過半数の出席をもって成立する。

(総会)

第7条 総会は現・次期役員及び現・次期組長が構成員となり、年 1 回開催するものとする。またその議長は役員会の会長が務める。

- (2) 総会は構成員の過半数の出席をもって成立する。
- (3) 総会においては当年度の決算報告、次年度の予算(案)、行動計画(案)、役員・組長の選出(案)などを審議する。
- (4) 議案は出席者の過半数の賛成をもって可決とする。なお、可否同数の場合は議長の決定に従う。
- (5) 役員及び組長が交替する場合は新旧一緒に出席することを原則とする。

(組長)

第8条 組長は各組の居住ブロックに所属する会員から互選または持ち回りにより選出される。

- (2) 組長の任期は 1 年とし、再任を妨げない。
- (3) 組長は会費・募金の集金、区・学区の連絡事項の回覧、本会・学区の行事への会員の参加の促進などに出来るだけ努力する。

(会費及び慶弔)

第 9 条 別紙町内会規約細則にて定める。

(規約の改定)

第 10 条 本規約は総会において 3 分の 2 以上の同意を得て改定できる。

(付則) 本規約は平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

原 1 丁目町内会規約細則(案)

(会費)

第 1 条 会費は年度始めに 1 年分を一括徴収する。

(2)1 世帯 2,400 円の年会費（月額 200 円）を徴収し、学区費に 1,800 円、町費に 600 円を充てる。但し、ワンルーム居住者の年会費は 1,200 円とし、学区費 600 円、町費 600 円とする。

(3)会員が年度途中で退会した場合、残存月数分の返却の要請があれば応じる。

(慶弔)

第 2 条 会員世帯に不幸があった場合は、香料 5,000 円を支払う。

(細則の改定)

第 3 条 本細則は役員会にて協議の上改定できる。

(付則) 本細則は平成 29 年 4 月 1 日から施行する。